

令和元年度の介護保険料の納入通知書をお送りします

65歳以上の人に納めていただく令和元年度介護保険料の納入通知書を7月上旬にお送りします。お手元に届きましたら、内容をご確認ください。

1 介護保険の仕組み

介護保険は、被保険者（加入者）が納めていただく保険料と、国・道・町からの公費（税金）を財源に、介護や介護予防が必要な被保険者に必要なサービスを提供して、被保険者自身とその家族を支えることを目的としています。

サービスに掛かる費用は、利用者に1割から3割を負担していただき、残りを保険料と公費（税金）で半分ずつ負担する仕組みになっています。



2 第1号と第2号の被保険者

介護保険の加入者は、65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者に分かれています。65歳の誕生日を迎え第1号被保険者になると、介護保険料の納め方が変わり、医療保険とは別に一人一人が直接町に納めていただくようになります。第1号被保険者としての介護保険料の納入は、65歳になった月（誕生日の前日の属する月）分から始まります。

第2号被保険者の場合、加入している医療保険の保険料に合わせて、介護保険料を納めていただきます。

3 介護保険料の決め方

第1号被保険者の令和元年度分の介護保険料は、世帯の課税状況と本人の所得などに応じて決められています。なお、各段階の保険料額は3年ごとに見直しが行われます。

段階	所得区分	算出基礎	令和元年度	
			年額	月額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.375	27,600円	2,300円
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.625	46,100円	3,842円
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.725	53,500円	4,458円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	66,400円	5,533円
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 × 1.00	73,800円	6,150円
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万未満の方	基準額 × 1.20	88,500円	7,375円
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.30	95,900円	7,992円
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	110,700円	9,225円
第9段階	本人が町民税課税の方で前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額 × 1.70	125,400円	10,450円

■お問い合わせ 保健福祉課介護・自立支援グループ